

加古川市特別職報酬等審議会の開催及び傍聴について

主催	加古川市
日時	令和5年12月15日（金）午前9時20分～（約2時間程度）
場所	加古川市役所新館9階191会議室
内容	<p>加古川市特別職報酬等審議会を開催します。 この審議会は、原則公開としており、傍聴が可能です。</p> <p>1 傍聴資格 (1) 市内に居所を有する者 (2) 報道関係者</p> <p>2 傍聴の手続き 新館9階191会議室前の傍聴受付にお越しください。 ※ いずれの場合も、受付簿に氏名、住所を記入していただくだけで傍聴できます。</p> <p>3 傍聴にあたってのお願いとお断り ・傍聴にあたっての事前申し込みは不要ですが、先着順となります。 ・別添「加古川市特別職報酬等審議会傍聴基準」により、傍聴における禁止行為を規定しています。</p> <p>(初めて ・ <input checked="" type="checkbox"/> 今年度1回目 <input type="checkbox"/> ・ 恒例)</p>
対象（参加者）	<p>(1) 市内に居所を有する者 (2) 報道関係者</p> <p>※ 会場整理のため必要があるときは、傍聴をお断りさせていただくことがあります。</p>
定員	
参加費	
申込先・方法	
目的・背景 その他	
市ホームページ	掲載済み ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定 (11月30日) <input type="checkbox"/> ・ 掲載しない
広報かがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載しない



加古川市 人事課 給与係（担当：松本）
☎079-427-9140（内線2335）

加古川市特別職報酬等審議会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、加古川市特別職報酬等審議会条例第6条の規定に基づき、加古川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴できる者)

第2条 審議会を傍聴できる者は、市内に居所を有する者（以下「一般者」という。）及び報道関係者とする。

(傍聴人の制限)

第3条 会場整理のため必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会の開催までに所定の場所で自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席の区分)

第5条 傍聴席は、一般者用及び報道関係者用とする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により審議会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、審議会の会長（以下「会長」という。）が、議事進行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。

(2) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。

(3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、報道関係者については、この限りでない。

(4) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は審議会の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、この基準に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 会長は、前項の規定により退場させられた者を、第2条の規定にかかわらず、傍聴人としていないことができる。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成26年8月22日から施行する。